資金決済法に基づく表示

LLM 利用パックは、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）上の前払式支払手段（自家型）に該当します。ただし、契約者が会社法上の会社であり、その事業のために本サービスを利用する場合には、LLM 利用パックは契約者のために商行為となる取引においてのみ使用されるものとして、資金決済法第 4 条第 7 号により同法の規定は適用されません。以下の表示は、同法が適用される契約者（会社法上の会社以外の契約者）に向けたものです。なお、有効期間、払戻し、譲渡禁止その他 LLM 利用パックの契約上の取扱いは、全ての契約者について共通です。当社は、資金決済法に基づき、次の事項を表示します。

(1)　発行者の名称及び所在地　　株式会社テラスカイ
東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号 太陽生命日本橋ビル 16 階

(2)　支払可能金額等　　契約者が購入した LLM 利用パックの利用枠の額（利用可能量）とします。利用枠の額は注文書に記載し、残額は管理者画面で確認できます。

(3)　有効期間　　発行日から起算して 1 年間（BLADE SAYA 製品表 4(3)）。有効期間の満了により未使用分は失効し、延長及び繰越しはできません。

(4)　使用できる範囲　　本サービスのうち LLM を利用する機能に係る利用料金の支払に限り使用できます。他の商品又は役務の対価には使用できず、第三者に譲渡又は移転することはできません。

(5)　利用上の注意　　未使用分の払戻しは、法令により認められる場合（本製品表 6）を除き行いません。利用枠の範囲で利用できるトークン数は、LLM の種類、入力及び出力の比率、料金改定、為替レートの変動等により変動します（BLADE SAYA 製品表 4(5)）。契約者は、認証情報を適切に管理し、LLM 利用パックの不正利用又はそのおそれを認識したときは、速やかに当社に連絡してください。

(6)　未使用残高の確認方法　　BLADE SAYA 製品表 4(6)の月次通知によります。

(7)　苦情及び相談の窓口　　BLADE SAYA 製品表 7(1)のサポートフォーム
https://support.terrasky.co.jp/s/contactsupport#fromOformEn

(8)　約款等　　BLADE SAYA 利用規約及び BLADE SAYA 製品表によります。

(9)　利用者資金の保全方法　　資金決済法が適用される契約者に発行した LLM 利用パックについて、資金決済法第 14 条第 1 項の規定に基づき、当社は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の基準日における LLM 利用パックの未使用残高の 2 分の 1 以上の額に相当する発行保証金を、法務局への供託［又は銀行等との発行保証金保全契約］により保全します。資金決済法上は未使用残高の 2 分の 1 以上の保全が求められているものであり、必ずしも全額が保全されるものではありません。

(10)　優先弁済を受ける権利　　資金決済法が適用される契約者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、前号により保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します。

(11)　不正な利用への対応方針　　契約者の意思に反して第三者が LLM 利用パックを不正に利用したことにより契約者に損失が生じた場合、当社は、当該不正利用が当社の責めに帰すべき事由によるものである場合に限り、BLADE SAYA 利用規約の定めに従い対応します。契約者は、認証情報の管理について BLADE SAYA 利用規約第 16 条の定めに従うものとし、不正利用のおそれを認識

したときは速やかに当社に通知するものとします。当社は、不正利用の発生状況に応じ、被害の拡大防止のために必要と判断したときは、速やかに必要な情報を公表します。